

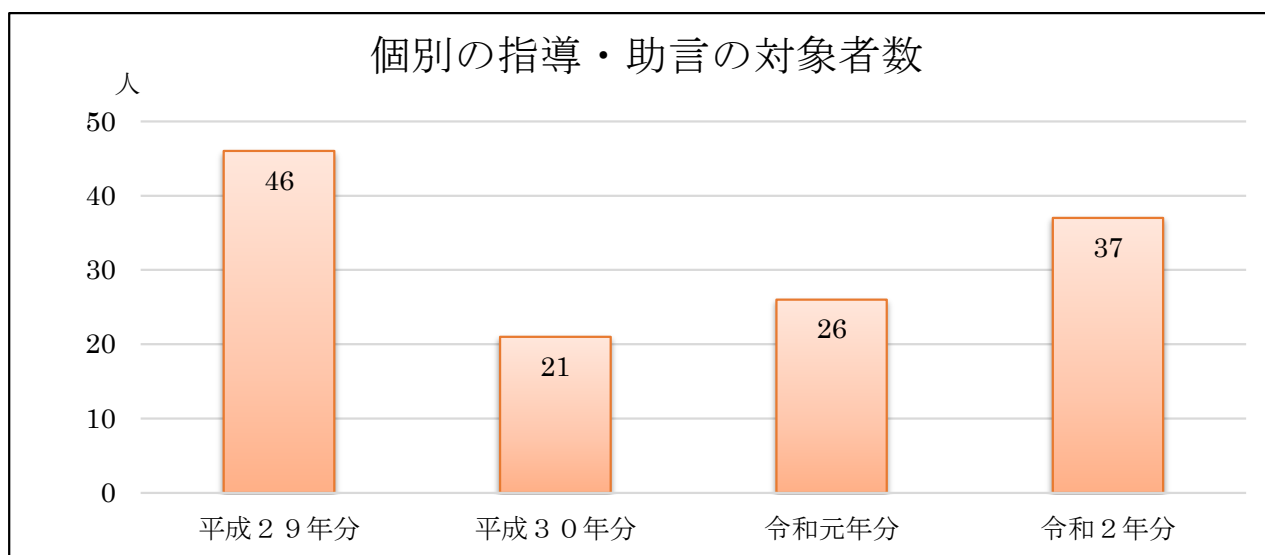
令和2年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言結果の分析について

- 令和2年分の取組において報告対象となった誤り事例は従来通りの類型。同一の登録政治資金監査人による複数件の誤りが総数の増加につながっている。

1. 収支報告書（定期分）に係る取組における誤り事例の分析等

（1）個別の指導・助言対象者数（総数）の推移

- 本取組開始の平成26年分から平成29年分までは45人超で推移。
- 平成30年分に減少、令和元年分は概ね横ばいであったが、令和2年分で増加に転じる。



注 上グラフ：都道府県選挙管理委員会等からなされた報告に基づき、個別の指導・助言を実施することとした対象者数の推移を示す。

(2) 委員会報告対象とされた誤りの種類の推移(平成30年分から令和2年分)

- ① 直近3年間で誤りの類型には変化なし
- ② 令和2年分において件数増加が見られた類型
 - 政治資金監査報告書上での監査対象期間の誤り
 - 政治資金監査報告書上での矛盾した記載
 - 収支報告書(支出に係る分に限る。)上での金額の不整合

(件数)

指摘事項	平成30年分	令和元年分	令和2年分	計
収支報告書と領収書等の金額不整合等	11	17	8	36
収支報告書又は領収書等の日付の記載誤り	15	13	7	35
政治資金監査報告書上での監査対象期間誤り	8	5	21	34
収支報告書(支出に係る分に限る。)上に金額の不整合があった	6	7	16	29
政治資金監査報告書上で矛盾した記載があった	1	4	21	26
政治資金監査報告書上の根拠条文誤り	3	1	5	9
収支報告書又は領収書等の年の記載誤り	0	1	5	6

凡例		確認項目に該当する誤り
		収支報告書上での誤り
		監査報告書上での誤り

(3) 指導・助言対象とした事例のうち「同一の登録政治資金監査人について、複数事例の報告があったもの」の人数及び総誤り件数の推移

令和2年分において過去2年と比較して大きく増加しており、令和2年分の人数・件数全体の増加につながっている。

	平成30年分	令和元年分	令和2年分
人数(複数事例の総誤り件数)	10人(23件)	8人(24件)	17人(53件)

※令和2年分において、同一の登録政治資金監査人について多数の誤りが報告された事例
7件：1名、6件：2名、4件：1名

2. 令和2年分収支報告書に係る誤り事例増加の要因について

令和2年分において誤りの増加した要因として以下の要因が推測される。

(1) 過去又は同一の政治資金監査報告書の流用

- 1 (2) にある「政治資金監査報告書上での監査対象期間誤り」及び「政治資金監査報告書上で矛盾した記載があった」については、**一人の登録政治資金監査人が同一の形式的な誤りを複数の政治団体で発生させている事例が少なからず見られ、過去の政治資金監査報告書や他の政治団体の政治資金監査報告書データ流用がその要因になっていることが推測される。**
- 同様の推測は、「政治資金監査報告書上の根拠条文誤り」についてもあてはまりうる。

指摘事項	令和2年分件数	うち指導・助言対象となった人数、総誤り件数
政治資金監査報告書上での監査対象期間誤り	21件	6人、12件
政治資金監査報告書上で矛盾した記載があった	21件	8人、13件
政治資金監査報告書上の根拠条文誤り	5件	4人、5件
収支報告書(支出に係る分に限る。)上に金額の不整合があった	16件	15人、16件

(2) 政治資金監査におけるチェックリストの活用の重要性や「政治資金監査において誤りやすい事例」等についての認識不足

令和2年分の指導・助言対象となった登録政治資金監査人については、指導・助言対象となる直近の3年間、政治資金監査実務に関するフォローアップ研修を受講していなかった者が増加している。

	平成30年分	令和元年分	令和2年分
指導・助言対象者数	21人	26人	37人
直近3年でフォローアップ研修受講歴がない者※	7人	11人	22人

※指導・助言対象者となった時点での受講歴

政治資金監査におけるチェックリストの活用や誤りやすい事例については、毎年のフォローアップ研修において丁寧な注意喚起を行っているが、**研修を受講していないことで問題事項への認識が喚起される機会が不足した面もある**と考えられる。

特に、令和2年分の誤り類型のうち、**収支報告書について増加した「収支報告書(支出に係る分に限る。)上に金額の不整合があった」**については、政治資金監査チェックリストともに、フォローアップ研修の「政治資金監査における誤りやすい事例」において詳細を解説し注意を促しているところであり、**研修を受講していればこれらの誤り類型について意識喚起が図られた可能性もある。**

注) 令和元年度及び令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、リモート研修の導入など暫定的・試行的な研修実施となり、実施期間等の制約から、結果として受講者となる登録政治資金監査人の利便に影響した可能性があることにも留意すべき。